

記載例 1

所得税では申告した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等を
市民税・県民税では全て申告しないことを選択する場合。

平成31年度市民税・県民税申告書付表
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式申出書)

※市記入欄

No. _____

住所	一関市竹山町7-2	フリガナ	イチノセキ タロウ
		氏名	一関 太郎

※この付表は市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

また、既に税務署へ確定申告書を提出された方は確定申告書の控えの写しを添付してください。

※この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までに提出してください。

※提出する際は、裏面の留意事項をご確認ください。

○この付表は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税」という。）と市民税・県民税（以下「住民税」という。）で異なる課税方式を選択する場合に提出するものです。

○課税方式の選択の対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%と住民税5%があらかじめ源泉（特別）徴収されているものに限ります。

1. 所得税における上場株式等に係る所得

※既に税務署へ確定申告書を提出された方は、こちらの欄は記入不要です。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		円	円

2. 住民税における上場株式等に係る所得 (選択する項目にレ点をつけてください)

上場株式等に係る所得は、住民税では申告しません。

上場株式等に係る所得は、住民税では下記の所得金額を申告します。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		円	円

記載例 2

特定口座A：配当所得等50,000円、譲渡所得等150,000円

特定口座B：譲渡所得等300,000円

所得税では特定口座A・Bともに申告することを選択。

市民税・県民税では特定口座Aのみ申告し、特定口座Bは申告しないことを選択する場合。

（上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式の申告）

No.

住所	一関市竹山町7-2	フリガナ	イチノセキ タロウ
		氏名	一関 太郎

※この付表は市民税・県民税申告書と併せて提出してください。

また、既に税務署へ確定申告書を提出された方は確定申告書の控えの写しを添付してください。

※この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までに提出してください。

※提出する際は、裏面の留意事項をご確認ください。

○この付表は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税」という。）と市民税・県民税（以下「住民税」という。）で異なる課税方式を選択する場合に提出するものです。

○課税方式の選択の対象となる上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等は、所得税15.315%と住民税5%があらかじめ源泉（特別）徴収されているものに限ります。

1. 所得税における上場株式等に係る所得

※既に税務署へ確定申告書を提出された方は、こちらの欄は記入不要です。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		円	円

2. 住民税における上場株式等に係る所得（選択する項目にレ点をつけてください）

上場株式等に係る所得は、住民税では申告しません。

上場株式等に係る所得は、住民税では下記の所得金額を申告します。

		所得金額	住民税の特別徴収税額 (配当割額または 株式譲渡所得割額)
上場株式等に係る配当所得等	総合課税分	50,000 円	2,500 円
	分離課税分	円	円
上場株式等に係る譲渡所得等		150,000 円	7,500 円

特定口座Aの金額のみ記入